

## 令和6年度第1回目被爆者健康診断のお知らせ

実施期間 令和6年5月1日から令和6年6月30日まで

受診方法 1 かかりつけ医または受診したい医療機関で受診できるかどうか確認してください（受診できない医療機関がありますので、別添「被爆者健康診断実施医療機関名簿」で御確認ください。）。

※ お問い合わせは、直接医療機関にされるか、お近くの県保健福祉（環境）事務所、福岡県原爆被害者相談所等にしてください。

2 医療機関に予約のうえ受診してください。

※ 当日持参する物

①被爆者健康手帳または健康診断受診者証（第一種）

②問診票

健康診断はみなさんの任意により受診するものですが、健康管理のために、とても大切なことなので出来る限り受診するようにしてください。

また、受診の結果「要精密検査」と判定された方は、精密検査を積極的に受診してください（本人負担はありません）。

交通手当 交通手当は公共交通機関を利用し（タクシーは対象となりません）、最も経済的な経路及び方法により往復で400円以上運賃がかかった方に支給されます。希望する方は医療機関に備え付けの「交通手当請求書」に記入して窓口に提出してください。

バスを御利用の場合、乗り降りしたバス停の名称は必ず正確に記入してください。

なお、交通手当は口座振替により支給しますので、あらかじめ振込口座を決めておいてください（健康管理手当等の手当受給者は手当の口座に振り込まれます。）。

また、事務処理の都合上、交通手当の支給が遅れることがありますので、御了承ください。

### ◎県保健福祉（環境）事務所の電話番号

○筑紫	TEL 092-513-5583	○糸島	TEL 092-322-1439
○粕屋	TEL 092-939-1534	○宗像・遠賀	TEL 0940-36-2366
○嘉穂・鞍手	TEL 0948-21-4815	○田川	TEL 0947-42-9345
○北筑後	TEL 0946-22-3964	○南筑後	TEL 0944-72-2185
○京築	TEL 0930-23-2690		

◎福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課の電話番号 TEL 092-643-3267

◎福岡県原爆被爆者相談所の電話番号 TEL 092-631-1508

# 《希望による健康診断について》

被爆者の方は、定期健康診断のほかに年2回を限度として、いつでも『希望による健康診断』を受診できます。

また、そのうち1回を『被爆者がん検診』として受診することができます。

がんは、早期発見、早期治療が大切です。健康管理のため進んで受診されるようおすすめいたします。なお、がん検診の概要は下記のとおりです。

## (1) がん検診の項目

①胃がん検診 ②肺がん検診 ③乳がん検診 ④子宮がん検診 ⑤大腸がん検診 ⑥多発性骨髄腫検診

※平成28年度より希望者は胃がん検診を内視鏡検査で受診できます。

内視鏡検査は、医療機関によっては対応していませんので、受診を希望する場合は医療機関で相談のうえ、受診してください。

## (2) 受診の回数

がん検診を希望（申請）される方は、上記のすべての項目について年1回を限度として受診することができます。

## (3) 実施機関

がん検診実施機関については、直接、別添の「被爆者健康診断実施医療機関名簿」の中から選び、そこで受診できるかどうか確認してください。

## (4) 受診方法

実施医療機関に事前に連絡の上、申請書等を実施機関に提出してください。（申請書等は被爆者健康診断実施医療機関に備えてあります）。

なお、がん検診は予約が必要です。申請されてもすぐには受診できなかったり、2項目以上受診される場合、1日では全項目の検診ができないこともあります。実施医療機関で相談のうえ、受診してください。

## (5) 当日持参する物

被爆者健康手帳（第一種健康診断受診者証）、及び各種保険証を忘れずに持参してください。

## 《問い合わせ先》

- ◎最寄りの県保健福祉（環境）事務所 健康増進課
- ◎北九州市各区役所 保健福祉課地域保健係
- ◎福岡市各区保健福祉センター 健康課健康づくり係
- ◎久留米市保健所 健康推進課
- ◎福岡県保健医療介護部 がん感染症疾病対策課
- ◎福岡県原爆被害者相談所